

附則様式第一号（附則第二条第一項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書
（出願品種及び登録品種に係る届出）

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者（届出者）

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法の一部を改正する法律（令和2年法律第74号）附則第3条第1項の規定に基づき、下記の品種について別添のとおり届け出ます。

記

☐ 出願品種

☐ 登録品種

（備考）

出願品種について「輸出先国の制限に係る特例届出書」（以下「届出書」という。）を提出する場合には、「☐ 出願品種」に「レ」を付し、登録品種について届出書を提出する場合には、「☐ 登録品種」に「レ」を付すこと。なお、「出願品種」と「登録品種」の両方について届出書を提出する場合には、「☐ 出願品種」と「☐ 登録品種」の両方に「レ」を付すこと。

別添

品種登録 出願の 番号	品種登録 出願の 年月日	品種登録 の番号	品種登録 の年月日	農林水産植物の種類		出願品種又は 登録品種の 名称	輸出する行為の制限に係る事項			
							出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（以下「指定国」という。）			登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
				学名	和名		国を指定しない	国を指定する	国名	

- (備考)
- 1

全ての国（登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国を除く。）に対して、出願品種の種苗等の輸出を認めない場合には、「国を指定しない」に「○」を記入する。
- 2

特定の国に対して、出願品種の種苗等の輸出を認める場合には、「国を指定する」に「○」を記入し、「国名」に国名を記載する。ただし、種苗法第21条第2項ただし書に規定する登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国は記載しないこと。複数の国名を記載する場合は、国名と国名の間に全角の「、」を入れること。
- 3

「登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する」には「○」を記入する。